

平成 30 年度弘前市放課後児童支援員募集要項

1 目的

近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、保護者が就労等により放課後家庭にいない、小学校 1 年生から 6 年生までの児童に対し、放課後や土曜日、長期休業日等の学校休業日に、児童が安心して生活できる居場所を提供するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とする。

2 主な業務

- (1)放課後や学校休業日における児童の支援
- (2)保護者及び学校、地域との連携
- (3)日誌やお便り作成などの事務作業
- (4)会場内の環境整備及び衛生管理
- (5)適切な会計管理
- (6)その他市が必要と認めた業務

※学区により、小学校へ徒歩での迎えあり。

3 要件

次のいずれかの資格・経験のある方

- ・放課後児童支援員認定資格
- ・保育士資格
- ・社会福祉士資格
- ・幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教諭となる資格
- ・高卒以上で 2 年以上児童福祉事業に従事
- ・高卒以上で 2 年以上放課後児童クラブ等に従事
- ・高卒以上で市が適当と認めたもの

4 勤務場所

市内の小学校の教室、地域の集会所などの会場開設場所。

※原則として一箇所の会場で業務となるが、別の会場に代替として行く場合がある。

5 報酬及び社会保険等

(1) 常勤支援員

- ・市の非常勤職員として採用
- ・時給 780 円
- ・社会保険、厚生年金あり
- ・雇用保険に加入
- ・通勤手当支給（限度額有）
- ・賞与年 2 回（6 ヶ月継続勤務の場合）支給

(2) 短時間支援員

- ・市の非常勤職員として採用
- ・時給 780 円
- ・社会保険、厚生年金なし
- ・雇用保険に加入
- ・通勤手当支給（限度額有）
- ・賞与年 2 回（6 ヶ月継続勤務の場合）支給

6 勤務時間等

(1) 常勤支援員

学校授業日：放課後～午後 7 時までのうち実働 4～5 時間程度

学校休業日：午前 7 時 30 分～午後 7 時までのうち実働 8 時間程度（シフト制）

(2) 短時間支援員

学校授業日：放課後～午後 7 時までのうち実働 4 時間程度

学校休業日：午前 7 時 30 分～午後 7 時までのうち、実働 4～8 時間程度週（シフト制）

※学校休業日は、土曜・夏休み等の長期休業日。

※学校行事等により、開設時間に変動あり。

7 休日

○日曜日、祝祭日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

○その他 1 週間の労働時間が①40 時間以内②20 時間以内となるように市が指定した日

※学校行事、自然災害、感染症等により市が閉会とする日

8 雇用期間

採用した日～平成 31 年 3 月 31 日（試用期間 3 ヶ月）

9 更新の有無

更新する場合があります。

10 応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、各種資格免許証の写しを添付のうえ、子育て支援課（市役所前川本館 1 階、窓口 A-102 番）に郵送または持参すること。

受付は、土・日曜日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時まで。

※応募用紙は、子育て支援課で配付しているほか、市ホームページからダウンロードできる。

11 選考

一次審査：書類審査

二次審査：面接（面接日は電話で連絡します）

※面接は弘前市役所内で行います。

健康福祉部 子育て支援課 子育て支援係

〒036-8551 弘前市大字上白銀町 1-1

電話 0172-40-7038（直通）